

加入者及び実施事業所の事業主の皆様へ
基金規約変更のご案内

千葉県日産自動車企業年金基金

基金規約の一部を変更しますのでご案内します。

【令和6年12月1日付の規約変更内容及び理由】

1. 規約変更内容

令和6年12月より確定拠出年金（DC）の拠出限度額が見直されることに伴い、確定給付企業年金の掛金相当額（以下「他制度掛金相当額」といいます。）を規約に規定することが必要になったため、当該金額を規定するものです。

なお、基金の「他制度掛金相当額」は既にご連絡の通り、月額5,000円となります。

2. 変更理由

法令等の改正に伴うもの。

令和6年12月よりDCの拠出限度額は以下の内容に変更となります。

<DC拠出限度額の計算>

$$\begin{aligned} \text{DC 拠出限度額} &= 5.5 \text{ 万円} - \text{他制度掛金相当額} \\ &= \mathbf{5.0 \text{ 万円}} \end{aligned}$$

なお、DC拠出限度額5.0万円のうち個人型（ideco）の限度額は2.0万円となります。

<問い合わせ先>

千葉県日産自動車企業年金基金

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港184番地

TEL：043-204-2308

事務長 渡辺・担当 十河